

# 「託送供給等に係る収入の見通し」の 変更承認申請等の概要について

2026年7月10日  
九州電力送配電株式会社

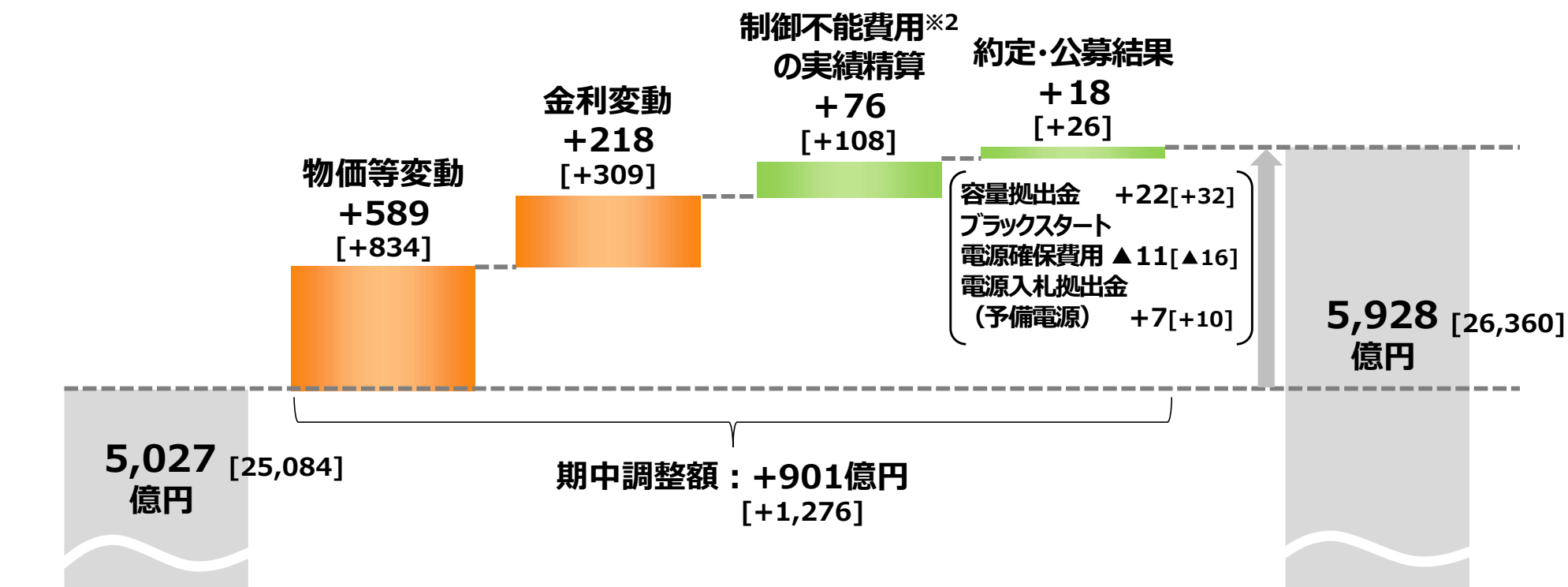


- 当社は、本年7月10日、電気事業法第17条の2第4項に基づき、「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請を経済産業大臣に行いました。
- 当社では、第1規制期間（2023年度～2027年度）の事業計画に基づき、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた送配電設備の増強やレジリエンス強化などの取り組みとともに、効率化の取り組みを進めてまいりました。
- 一方で、近年の労務費や物価の上昇、金利の上昇に伴う費用等の増加の影響は極めて大きく、更なる効率化に取り組んでいるものの、この影響を全て吸収することは困難であり、当社の経営は厳しくなると見込んでおります。また、中長期的な安定供給の面でも、送配電設備の更新や保守・点検の計画的な実施、及びそれを支える施工力、サプライチェーン維持への影響も懸念されます。  
このため、2023年11月に承認を受けたレベニューキャップ制度における収入の見通しについて、最大限の効率化を織り込んだうえで、2026年度、2027年度の物価や金利の上昇に伴う費用、及び事業者の裁量によらない外生的な費用の変動の確定した実績などを反映するものです。
- なお、今回申請した「収入の見通し」は、今後、国による審査等を経て、経済産業大臣から承認され、これに基づいた託送料金を算定し、託送供給等約款の変更届出を行う予定です。  
（2026年11月1日から新料金を適用予定）
- 今後も、レベニューキャップ制度の目的である「必要な投資の確保」と「コスト効率化」を両立し、再生可能エネルギーの主力電源化やレジリエンス強化などを図るため、着実な投資と効率化の実施に取り組むとともに、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁により、人材維持に必要な賃金水準を確保することで施工力やサプライチェーンの維持に取り組んでまいります。

- 収入の見通しについては、物価等上昇による費用の増や実績確定等に伴う制御不能費用の変動、及び金利の変動を反映したものであり、変動額の合計は1,276億円となります。
- 2026年11月1日から新たな託送料金を適用する場合、2026年11月以降の収入の見通しは年平均で+901億円の5,928億円（2026年11月～2028年3月）となります。

## <収入の見通し（年平均※1）>

（単位：億円）



直近承認 収入の見通し

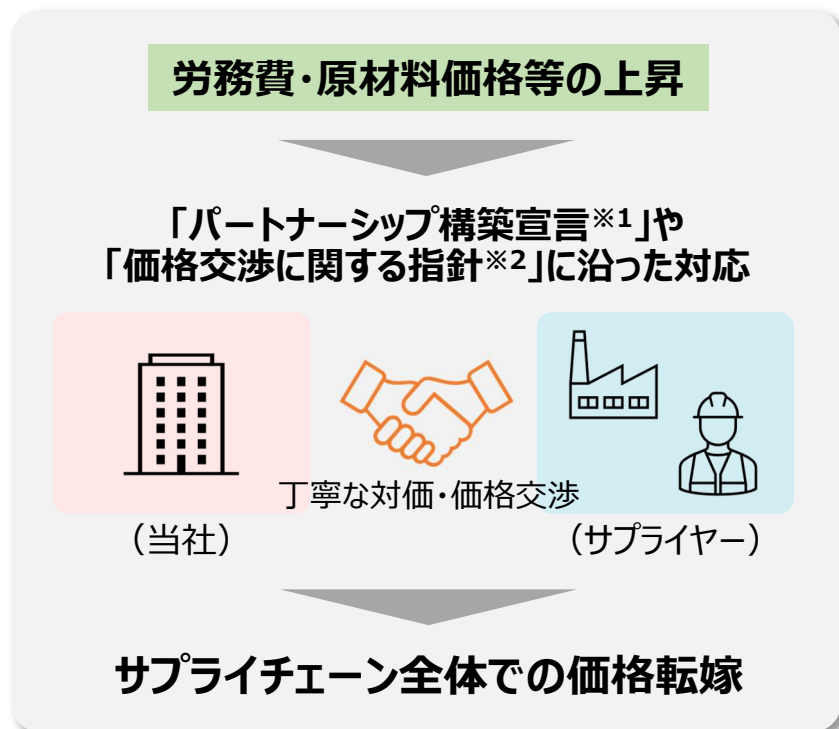
今回申請 収入の見通し

※1 1年5か月（2026.11-2028.3）を1年あたりにした平均値、[ ]内は5か年合計額

※2 制御不能費用：一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や効率化が困難な費用

- 電力の安定供給を中長期的に維持するためには、高度経済成長期に建設した設備が今後大量に更新時期を迎えることから、送配電設備の計画的な更新・保守に加え、それを支える施工力やサプライチェーンの維持が不可欠です。
- 当社は、「パートナーシップ構築宣言※1」に基づき、サプライヤーとの連携・共存共栄を推進するとともに、内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針※2」に沿って、サプライヤーとの丁寧な対話を通じ、賃上げや原材料価格の上昇等の市況動向を適切に反映した価格での契約に努めてまいりました。
- 今後も、施工力やサプライチェーンの維持に向けて、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の推進に取り組んでまいります。

## 【価格転嫁の推進】



### ※1 パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との共存共栄を目指し、2023年3月に「パートナーシップ構築宣言」を公表しました。

出所：[九州電力送配電ホームページ](#)

### ※2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

#### 発注者

- ① 経営トップの関与
- ② 定期的な協議の設定
- ③ 公表資料ベースの協議
- ④ サプライチェーン全体での検討
- ⑤ 協議要請の受け入れ
- ⑥ 価格転嫁の考え方の提案

#### 受注者

- ① 相談窓口の積極的な活用
- ② 公表資料の利用
- ③ タイミングを捉えた交渉
- ④ 希望価格の提示

#### 発注者

#### 受注者

- ① 定期的なコミュニケーション
- ② 価格交渉の記録を作成・保存

出所：政府広報オンラインをもとに作成

- 今回の申請にあたっては、投資量について最大限の効率化を織り込むなど見直しを行いました。
- 投資量の見直しにあたっては、中長期的な安定供給維持の前提となる工事施工力やサプライチェーンの維持を考慮しつつ、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ等での効率化施策を織り込むとともに、至近の情勢変化を踏まえ、より確度の高い工事計画に見直しを行いました。

	情勢変化	計画への反映内容
顕在化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特高系統の大規模需要等（データセンター・蓄電池）の新規申込みの増加</li> <li>● 配電系統の需要対応工事の減少</li> <li>● 事業者都合による工事中止・繰延べ</li> <li>● 用地交渉長期化件名の顕在化 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 確度の高い工事のみに厳選                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大規模需要の申込み等に対応するため、更新工事との件名入替を実施</li> <li>➤ 事業者都合による拡充件名の中止・繰延べを反映</li> <li>➤ 用地交渉長期化など、工事実施段階で顕在化した物量減要素を反映</li> </ul> </li> </ul>
今後懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高経年設備の更新ピークの到来</li> <li>● 請負会社施工力の減少 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他社施策も含め、すべての効率化施策を織り込み</li> </ul>

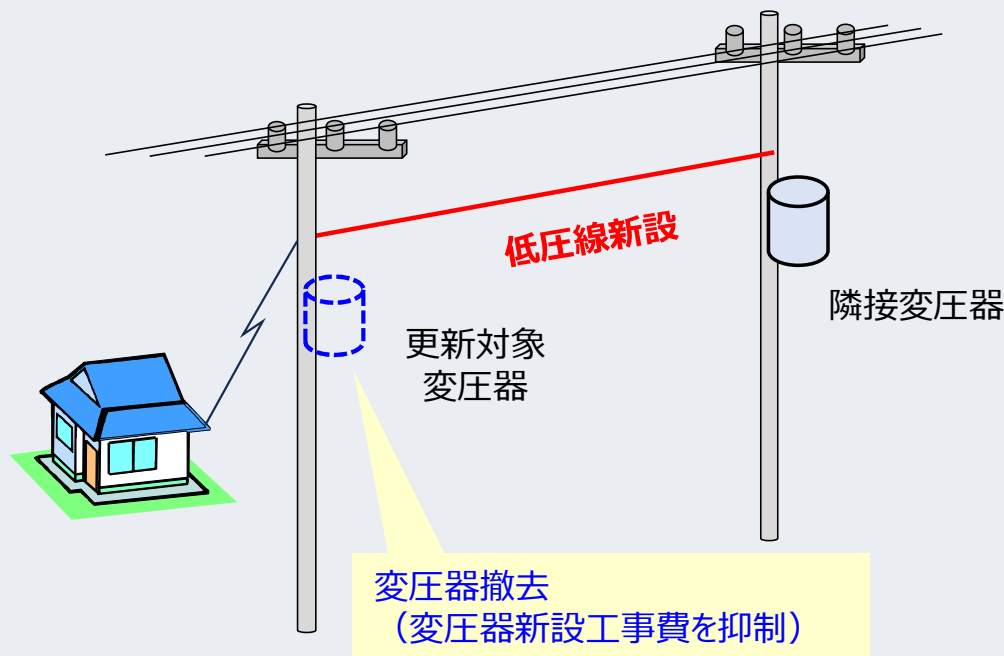
- 効率化については、自社施策に加えて他社施策も含め、すべての効率化施策を織り込んでいます。

## <主な効率化施策>

主な効率化施策	対象設備	施策の概要
柱上変圧器の設備スリム化	配電	柱上変圧器の更新工事において、既存設備を活用した設備スリム化により、工事費を抑制 (右図参照)
鉄塔建替工事における長径間化・高鉄塔化	送電	鉄塔を長径間化・高鉄塔化することにより、鉄塔基数を削減
点検結果や劣化状況を踏まえた設備更新時期の見直し	変電	点検結果や余寿命診断結果等の劣化状況を踏まえて更新時期を延伸

## <(効率化例) 柱上変圧器の設備スリム化>

- 柱上変圧器の更新工事において、周辺の設備や負荷の状況を確認のうえ、隣接変圧器からの供給に切替え、当該変圧器を更新せずに撤去することで工事費を抑制

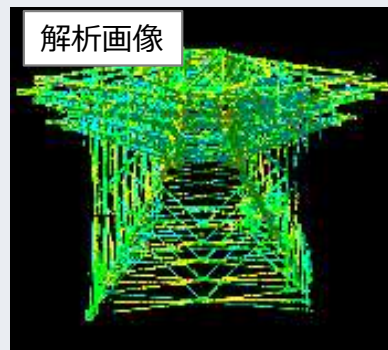


- 今回の計画見直しにおいては、最大限の効率化を織り込むとともに、更新対象設備の厳選を行っています。設備の健全性に必要な投資は確保しており、安定供給に支障はありません。
- 日々の巡視・点検に加え、設備更新時期の判断を行う際には、現地で当該設備の劣化状況の個別点検を行うなど、安定供給の確保に努めております。

## <鉄塔の劣化診断試験>

- AIと画像解析を活用することにより、撮影した設備写真を分析し、鉄塔の劣化進展度を判定することで健全性を確認

### 劣化診断のイメージ

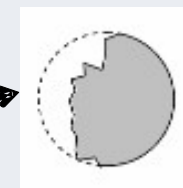
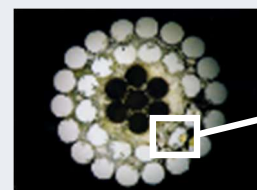


### 劣化進展度



## <電線の劣化診断試験>

- 検出コイルにより電気抵抗を測定し、電線断面の残存面積を算出することで強度低下を評価

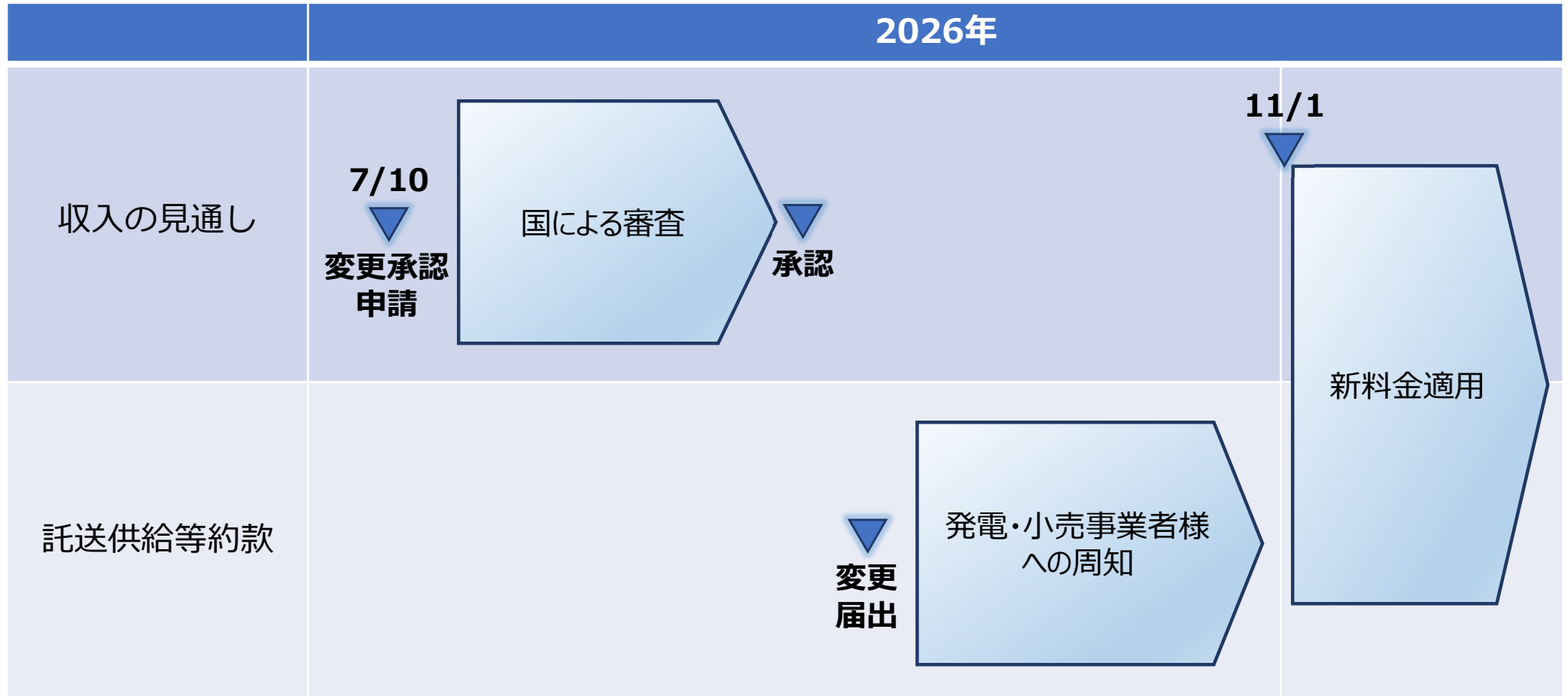


腐食(欠損)した素線の断面

### 点検状況



- 今回、変更承認申請した収入の見通しは、国による審査等を経て、経済産業大臣から承認される予定
- その後、承認された収入の見通しに基づいて託送料金を算定し、託送供給等約款を変更届出予定



- 物価や金利が近年上昇していることから、国の審議会では第1規制期間のうち 2026年度、2027年度を対象に物価や金利の変動について事後調整が可能となる整理がなされ、2026年5月29日に「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」が改正されております。

## <国の審議会での整理>

### 3. 第1規制期間における制度措置のまとめ

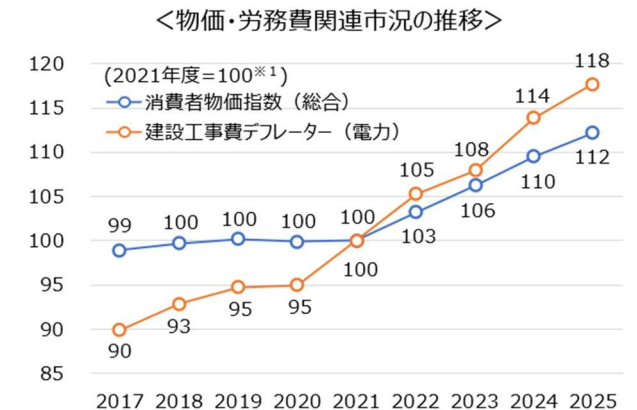
- 現行の第1規制期間の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理された。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに事業者は金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- 本日を含むこれまでの会合で御審議いただいた第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうか。

#### <第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い>

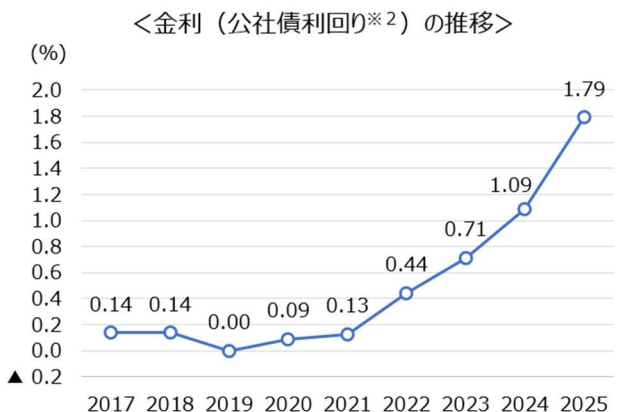
論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は2026・2027年度の2年とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、2026・2027年度の2年を対象に、事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様とする

<出典> 第72回 料金制度専門会合（2025年12月16日）

## <市況、金利の推移>



※1 制度措置の基準年度である2021年度の水準を100として指数化



※2 国債(10年債)、地方債(10年債)、政府保証債(10年債)の平均



九州電力送配電